

2022年1月31日

## 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和3年12月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1228第1号」により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

### 【新たに保険収載された検査項目】(令和4年1月1日より適用)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
BRAF遺伝子検査 (次世代シーケンシングを除く。)	2500点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照
METex14遺伝子検査 (次世代シーケンシングを除く。)	2500点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	
悪性腫瘍遺伝子検査 (次世代シーケンシングを除く。) 販売名: AmoyDx肺癌マルチ遺伝子PCRパネル	4000点 + 6000点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	

(1) (略)

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。～(略)

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)

イ～オ (略)

(3) (略)

(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。～(略)

ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査

イ～エ (略)

(5)～(25) (略)

(26) 肺癌患者に対してEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査及びMETex14遺伝子検査をリアルタイムPCR法により同時に実施した場合は、本区分の「注1」の「イ」2項目及び「ロ」3項目の所定点数を合算した点数を準用して算定する。

※下線部分が追加されました。

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

**【新たに保険収載された検査項目】**（令和4年1月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
肺炎クラミジア核酸検出	360点	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

ア 肺炎クラミジア感染の診断を目的として、LAMP 法により肺炎クラミジア核酸検出検査を実施した場合は、本区分の「10」百日咳菌核酸検出を準用して算定する。

イ 本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「9」クラミドフィラ・ニューモニエ IgG 抗体、「10」クラミドフィラ・ニューモニエ IgA 抗体若しくは「26」クラミドフィラ・ニューモニエ IgM 抗体又は区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

●弊社受託未定です。

以上